

〈判例研究〉

全部取得条項付種類株式制度を用いて締め出された株主の原告適格と株主総会決議取消請求（インターネットナンバー株主総会決議取消請求事件）

〔東京地判平成22年9月6日（平成21年（ワ）26121号）、判例タイムズ1334号117頁、金融商事判例1352号43頁、商事法務資料版319号231頁〕

長畑 周史

I 事実の概要

Y社（インターネットナンバー株式会社）は、インターネットを利用するシステムの開発、販売等を目的とする株式会社であり、平成21年6月25日当時、発行済株式総数は、61,635株であり、資本金は1億円であった。訴外A社（GMOインターネット株式会社）は、同日において、Y社株式の44,090株（71.5%）を保有する筆頭株主である。

Xら（X1～X6）は、同日において、X1が6640株、X2が500株、X3が300株、X4が425株、X5が1200株、X6が200株を有する株主であり、本件訴えが提起された平成21年7月27日当時も同株式を保有していた。

Y社は、平成13年7月9日、「インターネットサーバーのアクセス管理及びモニタシステム」に関する発明を出願し、同発明を実施して、インターネット等の利用者がパソコンのウェブブラウザのアドレスバー等に電話番号等の「インターネットナンバー」を入力することで特定のウェブサイトアクセスできるサービスを提供していた。

このため、平成14年8月8日、同社は日本語キーワードを入力することで特定のウェブサイトアクセスできるサービスを提供していた訴外B（JWord）と提携関係を結んだ。平成15年10月頃、A社はB社の経営権も取得し、親会社であるA社の主導によりB社、Y社のソフトを一本化して配布する方針を立

てた。

平成18年1月20日、Y社が出願していた上記発明は特許の登録（以下では、本件特許という）がなされたが、平成20年6月26日、同特許について、特許庁の無効審決が出された。

ところで、Y社の少数株主であったX1は、Y社とB社の提携がY社の有する本件特許を侵害し、Y社の利益を損なうと考えていた。X1、2、3は平成19年9月18日、B社がYの本件特許を侵害しており、B社に対し侵害行為の差止め及び損害賠償を請求すべきところ、Yがこれをしない背景には、A社から派遣された役員（aら）の任務懈怠があるとしてaらに対する責任追及の訴えを提起するように請求した。しかし、同年11月26日頃、Y社はB社が事業提携における協力を行っていること、B社とは友好的な事業提携関係を維持発展させる方が着実に収益をあげると考えていることなどを理由に、aらに対する責任追及等の訴えを提起しないことを通知した。

そこで、平成20年4月11日、X1はA社対して、Yの株式42890株を1株700円で買い付ける意向を表明した。しかし、価格で折り合わず、さらに売買の条件について交渉を行ったが、同年7月ないし8月上旬頃、売買交渉は決裂した。

同年7月25日頃、X1及びX3らは、Yに対し、aらに対する責任追及等の訴えを提起するように再度請求したが、Yは同年9月24日

に責任追求の訴えを提起しない旨通知した。

このような状況の中で、平成21年6月17日に臨時株主総会及び種類株主総会が開催され、A社を完全親会社とし、Y社を完全子会社とすることを目的として、〔1〕平成21年6月25日開催のY社の臨時株主総会において、①Y社を種類株式発行会社とする定款変更決議、②Y社の普通株式に全部取得条項を付すること等を内容とする定款変更決議及び③上記①、②の定款変更により全部取得条項付種類株式に変更される株式（旧普通株式）をY社が同年7月28日付けで取得する決議を、〔2〕同日開催のY社の普通株主による種類株主総会において、上記②と同内容の定款変更決議をした。

これに対して、当時普通株式を有していたXらが、上記各決議について議長その他の取締役及び監査役等には説明義務違反があり、また、上記各決議と特別の利害関係のあるA社の議決権行使により著しく不当な決議がされたとして、上記各決議の取消を求めるとともに、上記各決議の内容が全部取得条項付種類株式制度を規定した法の趣旨を逸脱し、又は株主平等原則に違反するとして、上記各決議の無効確認を求めたのが本件である。

II 判旨

決議取消請求に関するXらの原告適格については、「XがY社の株主としての地位を失う原因は、本件各決議の効力によるものであり、Xが本件各決議に取消事由があると主張しているにもかかわらず、当該決議の取消訴訟の原告適格を有しないという解釈は、当該株主の権利保障にあまりにも乏しく、条理上もあり得ないものである。

思うに、本件各決議の効力により、取得日である平成21年7月28日にXらが、Y社の株主としての地位を喪失するにしても、本件各決議の取消請求の認容判決が確定により、本件各決議の効力が遡及的に無効となる余地

がある以上、Xらが同請求の本案判決を求める訴訟上の地位、すなわち原告適格を喪失することはない。なお、かく解するときは、会社法831条1項後段は、旧商法247条1項に規定する「取締役」に「当該決議の取消により取締役となる者を含む」とする解釈を明文化したにすぎないと位置づけることとなり、会社法831条1項後段に株主が含まれていないことは、Xらの原告適格を否定する根拠とはならない」として、原告適格を認めた。

利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議となるかについては、「全部取得条項付種類株式制度を規定した会社法108条1項7号、2項7号、171条ないし173条が、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせることを予定していることに照らせば、単に会社側に少数株主を排除する目的があるというだけでは足りず、同要件を満たすためには、少なくとも、少数株主に交付される予定の金員が、対象会社の株式の公正な価格に比して著しく低廉であることを必要とすると解すべきである」とした。

決議内容の法令違反の有無については、「全部取得条項付種類株式制度については、倒産状態にある株式会社が100%減資する場合などの「正当な理由」がある場合を念頭に導入が検討されたという立法段階の経緯があるにしても、現に成立した会社法の文言上、同制度の利用に何らの理由も必要とされていないこと、取得決議に反対した株主に公正な価格の決定の申立てが認められていること（会社法172条1項）に照らせば、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせること自体は会社法が予定しているというべきであるから、Yに少数株主を排除する目的があるというのみでは、同制度を規定した会社法108条1項7号、2項7号、171条ないし173条の趣旨に違反するとはいえない」とした。

Ⅲ 研究

結論に賛成、理由には疑問がある。

1. はじめに

本件は支配的な株主がいる状態から完全子会社化する目的で発行株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で会社が取得するという方法による少数株主の排除について、株主総会決議の有効性が問われた事案である。

本件事案には、少数株主と支配株主との間に軋轢が生じていることが背後に存在するが、主に争点となったのは、①決議取消請求に関する原告らの当事者適格について、②説明義務違反の有無について、③利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議の有無について、④決議内容の法令違反の有無の四点である。

本稿では、この中でも①、③の論点について検討する。④の論点については、③と関係するため、③の中で必要に応じて検討を加える。

2. 全部取得条項付種類株式制度を使った少数株主の締め出しの方法について

まず、本件における検討を始める前に簡単に全部取得条項付種類株式制度を使った少数株主の締め出しの方法について簡単に確認しておきたい⁽¹⁾。

全部取得条項付種類株式制度は、これまで倒産状態にある会社の事業再生に用いられたいわゆる100%減資⁽²⁾において株主全員の同意を必要としていたことから、多数決による100%減資を実現するために導入されたものである。しかし、全部取得条項付種類株式を発行する際に、発行及び取得の条件や倒産状態であることなどの制限は設けられなかった。少数株主の締め出しは、株式交換、株式併合によっても可能であるが⁽³⁾、株式交換よりも税制上有利なこと、株式併合より少数株主保護規定が充実していて法的安定性が高い

と考えられることから⁽⁴⁾、少数株主の締め出しに利用されている⁽⁵⁾。

その具体的方法は、MBOの場合では、まず第一段階として、経営陣側が買取のための会社を設立し、公開買付を行い対象会社の株式の3分の2以上を有するまで買い集める(本件のように当初から多数派株主であれば第一段階は不要である)。次に、第二段階として、次のような定款変更決議を順次行う。(a) 対象会社の従来からの普通株式とは別のA種類株式を発行して、種類株式会社とする。(b) 普通株式に株主総会決議で発行会社がその全部を取得できるという条項(全部取得条項)を付けて、取得の際には対価としてA種類株式を付与する定めを設ける。なお、その際の付与割合は多数派株主側には1株以上が付与され、少数派株主には1株未満の端数のみが付与される値とする。そして、最後に全部取得条項を付した普通株式を取得する決議を行う。このような定款変更と総会決議が承認され取得の効力が発生すると、既存株主の普通株式は会社に取得され、代わりにA種類株式が付与される。少数株主については、端数しか割り当てられないので、発行会社が裁判所の許可を得て任意売却し、その売却代金を各株主に配分することで少数株主の締め出しが可能になる。本件でも、このような方法によって少数株主の締め出しが行われており、このような株主総会決議の取消しの可否について争っている。

3. 全部取得条項付種類株式制度を用いて締め出された株主の原告適格について

それでは、①の決議取消請求に関する原告らの当事者適格について検討したい。会社法831条1項前段では、株主等が株主総会等の決議の取消しの訴えを提起できる旨規定しており、同項後段は、当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人となる者も同様とするとしている。後段の規定については、「従

来当該決議により解任された取締役等も原告適格を有するか議論があったがこれを肯定するのが多数説であり、また、任期満了後も後任が選任されるまで取締役等の権利義務を有する者は後任の取締役等の選任決議の取消しを求め得ると解されていたことから、会社法は明文でこれらの者に原告適格を認めている⁽⁶⁾とされる。しかし、本件のように全部取得条項付種類株式が会社に取得されたことにより株主でなくなった者のように、当該株主総会決議が取り消されれば株主資格を有することになる潜在的株主の原告適格については明定されていない。

この点について、会社法831条1項後段に相当する、平成17年改正前商法247条1項でも、本件のような株主総会決議により強制的に株主でなくなった者の原告適格については、同様に明文規定は存在しない。学説においては、「決議取消訴訟継続中に株主資格を失った者は、株主としての原告適格を失う。ただし、減資決議取消訴訟提起中に当該減資の結果株主資格を失った場合は、当該決議取消により回復されるべき潜在的株主資格を有しているとして、原告適格を失わない⁽⁷⁾」という見解もあり、強制的に株主でなくなる場合には原告適格が与えられる可能性を指摘していた。

裁判例では、同様の論点を扱うものとして東京高判平成22年7月7日⁽⁸⁾（日本高速物流株主総会取消請求事件）がある。本件は、甲社の株主であった原告らが、その後の吸収合併等により合併存続会社となった被告に対し、甲社において全部取得条項付種類株式を設定する旨の定款変更及び同株式の取得等に関する臨時株主総会決議等について、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたことを理由として、会社法831条1項3号に基づき、これらの臨時株主総会決議等の取消しを求めた事案である。

裁判所は、「株主総会決議により株主の地位を奪われた株主は、当該決議の取消訴訟の原告適格を有する。当該決議が取り消されない限り、その者は株主としての地位を有しないことになるが、これは決議の効力を否定する取消訴訟を形成訴訟として構成したという法技術の結果にすぎないのであって、決議が取り消されれば株主の地位を回復する可能性を有している以上、会社法831条1項の関係では、株主として扱ってよいと考えられるからである。」

……「商法旧247条は株主総会決議取消訴訟の原告適格について『株主、取締役又ハ監査役』と定めていたが、会社法831条1項後段では決議の取消しにより取締役となる者等も原告適格を有することが新たに明文化された。しかしながら、同項後段の規定を限定列挙の趣旨と解するのは、適当ではない。

すなわち、会社法の条文中には、商法旧規定における明文の規定も最高裁判所の判例もないが、下級審裁判例の大勢を占め、学説及び会社実務において有力な異論のない解釈を明文化したものがあり、会社法831条1項後段も、商法旧規定下における取締役解任決議取消訴訟における解任取締役の原告適格を認める多数の下級審裁判例の蓄積とこれを支持する学説及び会社実務を受けて、明文化されたものである。他方において、商法旧規定の時代には、株主総会決議により株主の地位を強制的に奪われる局面はほとんどなく、下級審裁判例の蓄積も乏しかったため、会社法立案の際には、株主総会決議により株主の地位を強制的に奪われた株主の原告適格の明文化が見送られたにすぎず、このような株主の原告適格を否定する趣旨で立法がされたものとはみられない。株主総会決議により株主が強制的に株主の地位を奪われるという現象は、全部取得条項付種類株式の制度が会社法制定時に新設されたことにより、同法施行後に著しく増加したものであることは、公知の事実

である。そうすると、明文化されなかったものについては、その原告適格を否定するという立法者意思があったものとみることができず、会社法831条1項後段を限定列举の趣旨の規定と解することには無理がある。」

……「株主総会決議により株主の地位を奪われた株主が当該決議の取消訴訟の原告適格を有しないという解釈は、当該株主の権利保障にあまりにも乏しく、条理上もあり得ないものである。」として、原告の当事者適格を認めた。

上記裁判例の原告適格を認めた点については、反対意見はみられず⁹⁾、本件判旨も上記判旨の考え方を踏襲している。締め出されたことで株主でなくなった者が株主総会の取消訴訟を提起できないとすると、株主総会が取り消されるような場合でも締め出しを認めることになってしまう。このため、株主総会決議により全部取得条項付種類株主でなくなった者の原告適格は認められるべきであろう。

なお、平成23年12月14日に公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」では、「株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、株主総会の決議によって定められた取得対価は交付されない旨の明文の規定を設けるものとする」と提案しており、その理由として、補足説明にて、「株主総会等の決議が取り消されれば株主の地位を回復する可能性を有している以上、株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格が認められるべきであると考えられ、これを認めた最近の裁判例もある」として、前述した東京高判平成22年7月7日をあげている。このように本論点においては、現実に立法化に向けた議論が始まっている。

4. 全部取得条項付種類株式制度を用いて締め出された場合の株主総会決議の取消事由について

次に、③利害関係人の議決権行使による著

しく不当な決議の有無について検討したい。なお、判旨では④決議内容の法令違反の有無に関する検討の部分で全部取得条項付種類株式の利用に正当事由が必要か否かについて述べている。このため関係する部分についてはまとめて検討する。会社法831条1項3号は、総会の取消事由として、「特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき」と規定する。本件では、まず同条文の後半部分である、著しく不当な決議であったか否か（本件判旨は、不当性の要件という）について検討しており、「全部取得条項付種類株式制度……が、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせることを予定していることに照らせば、単に会社側に少数株主を排除する目的があるというだけでは足りず、同要件を満たすためには、少なくとも、少数株主に交付される予定の金員が、対象会社の株式の公正な価格に比して著しく低廉であることを必要とすると解すべきである」とした。そして、交付される予定の金員が著しく低廉であると認められず、不当性の要件を満たさないから、会社法831条1項3号の前半部分である特別の利害関係を有する者に当たるか否か（本件判旨は、特別利害関係の要件という）については判断するまでもなく、同条による取消しは認められないとしている。

さらに、④決議内容の法令違反の有無に関する検討の部分では、「全部取得条項付種類株式制度については、倒産状態にある株式会社や100%減資する場合などの「正当な理由」がある場合を念頭に導入が検討されたという立法段階の経緯があるにしても、現に成立した会社法の文言上、同制度の利用に何らの理由も必要とされていないこと、取得決議に反対した株主に公正な価格の決定の申立てが認められていること（会社法172条1項）に照らせば、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせること自体は会社法が予定し

ているというべきであるから、Yに少数株主を排除する目的があるというのみでは、同制度を規定した会社法108条1項7号、2項7号、171条ないし173条の趣旨に違反するとはいえない」としている。

本稿では、まず全部取得条項付種類株式制度の立法経緯から確認していきたい。平成17年商法改正以前においては、会社が債務超過の場合に既存株主の持株を零にする「100パーセント」減資は、同時に株式発行がなされるのであれば行いうると解されていたものの、更生手続・再生手続以外でそれを行う場合には株主全員の同意を要すると解されていた⁽¹⁰⁾。これを多数決で行えるようにして欲しいという要望に対応して、会社法制の現代化に関する要綱試案第四部第三6(2)②においては、「定款に基づかない株主の多数決による強制消却」の項目に「会社が債務超過である場合に限り、一又は二以上の種類の株式について、その株主の多数決により、その全部を無償で強制消却することを認める方向で検討する」としていた⁽¹¹⁾。

そして、法制審議会会社法（現代化関係）部会の審議過程においては、「①正当な理由がある場合には、株主総会およびある種類の株主の種類株主総会の特別決議によって、一または複数の種類の株式の全部を有償または無償で取得することができるものとする。②①の場合においては、取得の対象となる種類の株式の株主であって当該決議に反対したものは、株式買取請求権を有するものとする。」としていた⁽¹²⁾。しかし、その後政府部内において検討を進めたところ、上記①および②の構成ではなく、これを種類株式（全部取得条項付種類株式）として構成することが法制度上望ましい旨の指摘があり、これが要綱に盛り込まれ、特に発行及び取得等に制限がない形で立法化された⁽¹³⁾。

これについて、法制審議会会社法（現代化関係）部会第31回会議議事録では、明文規定

としての正当事由の要求はなくなったが、「正当事由という一般概念が要件にはかからないということになった点は、緩和かもしれませんが。しかしながら、どういう状態で全部取得をするかというのは、それは株式併合やその他の場合と同じように、一定の合理的な理由がなければ何らかの瑕疵を帯びる可能性はありますので、その部分についてはやはりいずれにしても一般条項は残っていくということになります。」であるとか、「恐らく、文言には書いてなくても、正当事由は要るのでしょうか」という議論がなされている⁽¹⁴⁾。

このように経緯を考慮すると、全部取得条項付種類株式を会社が強制的に取得するためには、正当事由が必要になると考えることができなわけではない。また、法制審議会の意見にもあるように、一般条項で、あるいは本件で争点となっている会社法831条1項3号の著しく不当な決議（不当性の要件）に当たる場合に、正当事由がない場合も含まれるという解釈もあり得るだろう。

学説としては、「たとえば、組織再編前に全部取得条項付種類株式を用いた百パーセント減資を行うことで、組織再編のシナジーを多数株主が独占するような濫用的な使い方が許されるべきではないことはいうまでもない。しかし、このような脱法的な場合に限らず、全部取得条項付種類株式の利用には「正当な事業目的」といった制約をかける必要があるように思われる」という肯定的な意見や⁽¹⁵⁾、『『正当性』の基準は客観的に明瞭でないから、現実には、支配株主側が正当とするところによって決められることになるのが普通と思われる。こうした支配株主側の事情による締出しを認めるのであれば、株主にとっては正当な事業目的を要件としても意味のないことが多」という否定的な意見もある⁽¹⁶⁾。

ところで、本件判旨では、不当性の要件には、少数株主の締め出しのみを目的とした全

部取得条項付種類株式の利用が可能か否かという点は含まれておらず、正当性の要件では対象となるが、現行法で明文規定がない以上、それは要求されないと判断した。考え方としては、本件判旨のように不当性の要件は濫用事例を制限しており、「正当事由」は少数株主のみを締め出す目的を制限しているとする考え方と、少数株主の締め出しのみを目的にしていることを濫用と捉えて不当性の要件で制限してしまう考え方⁽¹⁷⁾があり得る⁽¹⁸⁾。

私見としては、明文規定が存在せず、さらに少数株主の締め出しのみを目的とした利用を禁止する理由も明確でない現状では、正当事由による制限は困難であり、さらに後者のように濫用の類型に入れてしまう解釈も困難であると考えられる。このため、不当性の要件を濫用のみと解して、少数株主の締め出しのみを目的とした利用だけでは不当性の要件を満たさないとした本件判旨は、現状では妥当な解釈であると考えられる。ただし、本件判旨が述べる、全部取得条項付種類株式制度が多数決により公正な価格をもって株主資格を失わせることを予定しているという理由で少数株主の締め出しのみを目的とした利用も容認しているという説明には疑問を感じる。制度上利用可能だからという理由が、立法時に想定していなかったような利用方法を肯定する根拠とはならないからである。確かに、株式交換や株式併合によっても少数株主の締め出しは従来から可能であり、少数株主が株主であり続ける権利は全部取得条項付種類株式制度導入前から保証されていた。また、株主保護の面においても、全部取得条項付種類株式を用いた少数株主の締め出しがその他の方法に比べて劣るというわけでもない。しかし、立法時に想定されておらず、立法自体も近時である、本論点については、より詳細な理由説明が必要であったと考える。そうとはいえ、本論点においては、全部取得条項付種類株式制度を使った少数株主の締め出しを法

が許容するの否かについて明確でないことが原因であり、これ以上の理由説明をすることも現状では困難である。最終的には本論点の要件の明確化がなされなければならない。

ところで、本件判旨に対しては、前述したように「全部取得条項付種類株式の取得（そのための株主総会決議）が対価面で公正でも少数派株主の締め出しを主目的とする以上は多数決濫用に当たると考え、これにより不利益を受ける少数派株主（または決議を取り消せば株主に復帰しうる者）に是正手段を与えるのが妥当ではないでしょうか⁽¹⁹⁾」というように、不当性の要件の中で上記問題点を考慮すべきという主張⁽²⁰⁾や、「欧州各国では少数株主の締め出しには上場会社の株式の90%ないし95%を大株主が取得することが要件にされており、しかもその前提に30%または3分の1の株式を取得した株主はすべての株式を対象にした公開買付けを行う義務を負っている。アメリカでは、縮出合併には取引の過程と価格にかかわる「完全な公正さ」が要求されている。それらの法制度に照らすと、株主総会の（定足数を3分の1に引き下げ得る）特別決議による組織再編を通じて少数株主の締め出しを可能にした現行会社法は、制度上安易に締め出しを認めており立法論上の疑問が残る⁽²¹⁾」というように少数株主の締め出しを意識した制度を有する諸外国に比べて、それが無いわが国の現状では保護が不十分であるという指摘もあり、少数株主が締め出される場合に、どの程度保護するのかについて政策的な見地からその方向性を明らかにする必要があると思われる。

注

- (1) 以下で説明する全部取得条項付種類株式制度の説明と具体的方法については、渡辺邦広「全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化の手続」商事法務1896号25頁以下（2010年）及び中村信男「組織再編手段としての全部取得条項付種類株式

- 式の利用とその問題点」商事法研究47号3頁を参考にした。
- (2) かつての商法上は、株主全員を締め出すためには、いったん資本金を0円にする必要があったが、現行会社法では、それがもとめられているわけではない。一般には、株式会社の既存の全株主を株主でなくしたうえで(株主全員の締め出し)、新しい出資者に出資させることを指す。詳しくは、久保田安彦「100%減資」法学教室356号2頁(2010年)。
- (3) なお、決議要件はどの方法でも原則的に株主総会の特別決議が必要となるから、その点での差異はない。
- (4) 前掲渡辺26頁。
- (5) 全部取得条項付種類株式がMBOや完全子会社化に用いられることが圧倒的に多く、その原因として税制上の理由をあげるものとして、中東正文「会社法改正の理論と展望・Ⅳ企業結合」商事法務1940号37頁(2011年)。
- (6) 小林量執筆・奥島孝康=落合誠一=浜田道代編『新基本法コンメンタル会社法(3)』(日本評論社・2009年)369頁。
- (7) 岩原紳作・新注会(5)247条注釈32。谷川・旧注会(4)247条注釈14、大隅健一郎=今井宏『総合判例研究叢書商法(5)』(有斐閣・1959年)151頁も同旨。
- (8) 判例時報2095号128頁。なお判例評釈として、弥永真生・ジュリスト1407号106頁(2010年)、山本爲三郎・金融商事判例1357号2頁(2011年)、中島弘雅・東北学院法学71号47頁(2011年)、松井智代・ジュリスト1420号132頁(2011年)、鳥山恭一・法学セミナー677号123頁(2011年)、松井秀征・法学教室別冊判例セレクト2010Ⅱ・366号17頁(2011)がある。
- (9) 原告適格を認めることに肯定的な見解として、前掲山本5頁、前掲中島63頁、前掲松井17頁、福島洋尚・本件判批・金融商事判例1359号18頁(2011年)、秋坂朝則・本件判批・法律論叢84巻1号357頁(2011年)。
- (10) 江頭憲治郎『株式会社法〔第三版)』(有斐閣・2011年)153頁以下。
- (11) 全部取得条項付種類株式制度の立法経緯については、笠原武朗「全部取得条項付種類株式制度の利用の限界」黒沼悦郎=藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念企業法の理論(上巻)』(有斐閣・2007年)238頁以下が詳しい。
- (12) 相澤哲編『一問一答新・会社法』(商事法務・2005年)52頁。
- (13) 前掲相澤52頁以下。
- (14) この議論時には全部取得条項付種類株式を用いた100%減資が前提となっている。
- (15) 藤田友敬「組織再編」商事法務1775号57頁(2006年)。
- (16) 今井宏=菊地伸『会社の合併』118頁(商事法務・2005年)。
- (17) 笠原武朗「少数株主の締め出し」森淳二郎=上村達男編『会社法における主要論点の評価』119頁(中央経済社・2006年)、中村信男・本件判批・商事法研究91号19頁(2011年)、前掲秋坂363頁以下。
- (18) この考え方を取る場合は、これまで想定しなかった少数株主の締め出しのみを目的とした利用を濫用と捉えてよいのかについての検討が必要となる。
- (19) 前掲中村19頁。
- (20) 弥永真生・本件判批・ジュリスト1410号37頁(2010年)も、「『少数株主を排除する目的があるというのみでは』趣旨に反しないとしても、そのような目的があることがあることが決議取消原因につながらないと直ちに言えるかは熟考しなければならない」と述べる。
- (21) 鳥山恭一・本件判批・法学セミナー673号117頁(2011年)。

*本文及び脚注であげたものの他、本件を紹介、検討するものとして、水野信次・銀行法務21・724号56頁(2010年)及び同・銀行法務21・728号108頁(2011年)、玉井利幸・南山法学34巻3・4号87頁(2011年)、小宮靖毅・法学教室別冊(判例セレクト2011Ⅱ)378号16頁(2012年)、前田修志・ジュリスト1438号102頁(2012年)がある。